

- 工事計画認可申請とは、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(炉規制法第43条)に基づく手続きで、原子炉設置変更許可申請における原子炉施設の基本設計に従ってなされた原子炉施設の詳細設計について、技術基準を満足していることを原子力規制委員会に審査していただくために申請するもの。
- 工事計画認可申請書は、申請者氏名・名称、工事計画(基本設計方針、機器の仕様等を記載する要目表、品質管理方法)、工事工程表、変更の理由、および各機器の詳細な内容を記載した添付書類(添付資料、添付図面)で構成。

- ◆平成25年7月8日「高浜発電所3、4号機工事計画認可を申請」(約3,000ページ)
- 平成25年7月8日に新規制基準が施行されたことに伴い、重大事故に対処するために使用する設備(SA設備)について、新設の約40設備を申請。
- 耐震安全性評価が必要な設備については、基準地震動S_s(550ガル)による評価を行い、その結果を反映。

- ◆平成25年8月5日「高浜発電所3、4号機工事計画認可を追加申請」
(約5,400ページ)
- 既設のSA設備及び設計基準事故に対処するために使用する設備(DB設備)について、約60設備を追加申請。
- 耐震安全性評価が必要な設備については、基準地震動S_s(550ガル)による評価を行い、その結果を反映。

- ◆平成27年2月2日「高浜発電所3、4号機工事計画認可申請補正書の提出」
(約82,000ページ)
- 原子炉設置変更許可申請の補正書の内容や審査会合等の結果を反映した設備の詳細設計の見直しを行い、SA設備(既設・新設)およびDB設備について、各設備の詳細設計を追加・修正し、補正申請。
(約420設備：既に申請している約100設備含む。)
- 耐震安全性評価が必要な設備については、基準地震動S_s(700ガル)による評価を行い、その結果を反映。

- ◆平成27年4月15日「高浜発電所3、4号機工事計画認可申請補正書の再提出」
(約86,000ページ)
- 先行プラントの審査結果を踏まえ、申請書の記載内容や耐震評価等に関する資料の充実等を行い、補正申請。
(約440設備：既に申請している約420設備を含む)

- ◆平成27年7月16日「高浜発電所3号機工事計画認可申請の補正書の再提出」
(約45,000ページ)
- その後の審査会合等の結果を踏まえ、高浜発電所3号機および共用設備のうち3号機に分類した設備(例：緊急時対策所)について、申請書の記載内容の充実等を行い、工事計画認可申請の補正書を再提出。(約440設備)
- なお、高浜発電所4号機、および共用設備のうち4号機に分類した設備(例：放水口側防潮堤)については、審査中であることから、今後の審査会合等の結果を踏まえ、準備が整い次第、補正書を再提出予定。